

官報

昭和五十六年五月二十八日

第九十四回 衆議院會議録 第二十八号

昭和五十六年五月二十八日(木曜日)

議事日程 第二十五号

昭和五十六年五月二十八日

午後一時開議

- 第一 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(加藤六月君外九名提出)
- 第二 私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案(森喜朗君外四名提出)
- 第三 出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案(山下徳夫君外十一名提出)

日程第一 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(加藤六月君外九名提出)

日程第二 私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案(森喜朗君外四名提出)

日程第三 出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出)

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案(社会労働委員長提出)

調理師法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

児童福祉法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時三分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、山下徳夫君外十一名提出、国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案(山下徳夫君外十一名提出)

○議長(福田一君) 国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。山下徳夫君。

国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案
〔本号末尾に掲載〕

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 ただいま議題となりました国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案

国際連合は、障害者の権利宣言の趣旨に基づき、本年を国際障害者年とすることを宣言し、世界で四億五千万人といわれる障害者の「完全参加と平等」の実現を目指して、集中的な行動を行う年と決定している。

現在、我が国においては、四百万人を超える障害者が、社会の各分野において日々自立への努力を重ねているが、なお障害者の社会参加を阻む幾多の障害も存在する。

よって政府は、障害者の置かれているこのような現状を打破するため、次の事項について、全力を尽くすべきである。

一 障害者対策の抜本的改善を図るため、中央、地方を通じて「長期行動計画」の策定に努めるとともに、特に障害者に関する現行法制及び諸制度の現状を点検し、その改善に努力すること。

二 働くことの困難な重度障害者の所得保障対策の確立に努めること。

三 障害者の能力を生かし、社会の進展に参加し、寄与することができるよう、雇用対策を初めとする働く場の確保について、特段の努力を行うこと。

四 医療から職業訓練まで一貫したリハビリテーション体制の整備に努めるとともに、特に専門職員の養成確保を図るよう努めること。

五 精神障害者に関する福祉施策を充実するよう努めること。

六 障害者が公共建築物や交通機関等を利用しやすいよう改善を図ること。

七 広範多岐にわたる心身障害者対策の総合的な推進体制を整備すること。

本院は、こうした政府の努力がより大きな成果を挙げるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。

昭和五十六年五月二十八日 衆議院會議録第二十八号

国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案 私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案 出入国管理令の一部を改正する法律案

九九二

右決議する。

以上のとおりであります。

御承知のとおり、国際連合の宣言した国際障害者年の目的は、障害者の社会生活と社会発展への「完全参加」、他の市民の享受する生活条件との「平等」の実現を推進することにあります。

現在、わが国の障害者は四百万人を超えておりますが、近年、障害の重度化、高齢化、さらには障害者の意識の変化、ニーズの多様化等の傾向が顕著であります。

政府は、このような状況に対応するため、本年を契機として、障害者施策の現状を見直すとともに、長期行動計画を早急に策定して、その実効ある推進を図るために全力を尽くすべきであります。

本院としては、障害者施策の重要性にかんがみ、政府に対し、院の決議をもって、障害者の「完全参加と平等」の実現に関し、さらに一層努力するよう強く要請するものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

この際、厚生大臣から発言を求められております。これを許します。厚生大臣村山達雄君。

「国務大臣村山達雄君登壇」

○国務大臣(村山達雄君) 国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案に対し、政府の所信を申し述べます。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るため、関係各方面の御意見も拝聴し、関係行政機関が協力しつつ、実効を上げ得る施策を策定、推進するよう、一層努力してまいります。

る所存であります。(拍手)

日程第一 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(加藤六月君外九名提出)

○議長(福田一君) 日程第一、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長小此木彦三郎君。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

「小此木彦三郎君登壇」

○小此木彦三郎君 ただいま議題となりました全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今後の新幹線鉄道の整備に資するため、新幹線鉄道に関し、地方公共団体が、日本国有鉄道または日本鉄道建設公団に対するその建設のため必要な資金についての補助金等の交付その他財政上の措置を講ずることができるようによりしうとするものであります。

本案は、加藤六月君外九名提案により、四月十四日本院に提出され、五月十六日日本委員会に付託されたものであります。同月二十二日提出者を代表して三塚博君から提案理由の説明を聴取し、同日及び二十六日質疑を行った後、討論に入り、自由民主党の宮崎茂一君から賛成、日本社会党の小林恒人君、日本共産党の四ツ谷光子君及び新自由クラブの中馬弘毅君から、それぞれ反対の意見が述べられました。

引き続き、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案(森喜朗君外四名提出)

一部を改正する法律案(森喜朗君外四名提出)

○議長(福田一君) 日程第二、私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長三ツ林弥太郎君。

私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

「三ツ林弥太郎君登壇」

○三ツ林弥太郎君 ただいま議題となりました私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現在の大学の状況や大学進学率の動向、さらには現下の財政事情等にかんがみ、大学の質的充実を図り、今後の高等教育全体の計画的整備のあり方を検討する等の必要から、大学の量的拡大を抑制する措置を講じようとするものであります。

その内容の第一は、私立大学の新增設及び私立大学の収容定員の増加については、本年三月までは、特に必要がある場合は、その認可をし

ないものとしていましたが、これを昭和五十九年三月三十一日まで延長するとともに、新たに大学のの新設についても抑制の対象とすることであり

ます。第二は、新たに国立大学の新增設等についても、昭和六十年三月三十一日までの間、特に必要がある場合を除き、これを行わないものとする

こととであります。本案は、去る四月十三日当委員会に付託され、同月十五日提出者を代表して森喜朗君より提案理由の説明を聴取し、五月八日には参考人から意見を聴取する等、慎重な審査を行いました。

かくて、昨二十七日本院に対する質疑を終了し、討論に入り、公明党・国民会議の鍛冶清君は賛成、日本共産党の山原健二郎君は反対の意見を、それぞれ表明されました。

次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブの賛成をもって附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第三、出入国管理令の一部を改正する法律案を議題といたします。

その内容の第一は、私立大学の新增設及び私立大学の収容定員の増加については、本年三月までは、特に必要がある場合は、その認可をし

委員長の報告を求めます。法務委員長高島修君。

出入国管理令の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔高島修君登壇〕

○高島修君 たいだいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における航空機を中心とした国際交通機関の発達に伴う出入国者の飛躍的増加及び外国人の在留目的の多様化に対応できるよう現行法制を改めるとともに、わが国社会に定住している長期在留外国人の法的地位の安定化の要請にこたえようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、観光客の在留資格を短期滞在者の在留資格に改めるとともに、技術研修生の在留資格を新設すること、

第二に、査証を必要としない特例上陸の許可の制度を航空機の乗客についても許可し得るようにするなどの整備をすること、

第三に、いかなる在留資格を有する外国人も他の在留資格への変更ができるようにすること、

第四に、数次有効の再入国の許可及び再入国許可の有効期間の海外での延長等、再入国許可制度を拡充すること、

第五に、元日本国民であった朝鮮半島及び台湾出身者並びにこれらの者の直系卑属に対して永住を許可するとともに、日本人または永住者の配偶者及び子の永住許可の要件を緩和すること等であります。

委員会においては、四月二十八日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、昨二十七日質疑を終了し、直ちに採決を行ったところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと

決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、社会労働委員長提出、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案、調理師法の一部を改正する法律案及び児童福祉法の一部を改正する法律案の三案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案(社会労働委員長提出)

調理師法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

児童福祉法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○議長(福田一君) 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案、調理師法の一部を改正する法律案、児童福祉法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。社会労働委員長

山下徳夫君。

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案

調理師法の一部を改正する法律案
児童福祉法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 たいだいま議題となりました三法案について、趣旨弁明を申し上げます。

まず、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、公衆浴場が著しく減少しつつある現状にかんがみ、公衆浴場についての特別の措置を講ずるよう努めることにより、住民の利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上等に寄与しようとするもので、その主な内容は、

第一に、国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないものとする、

第二に、環境衛生金融公庫または沖縄振興開発金融公庫は、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設または設備の設置または整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件より有利な条件で貸し付けるように努めるものとする、

第三に、国または地方公共団体は、公衆浴場の確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする、

次に、調理師法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年における生活水準の向上や食生活の多様化等に伴ういわゆる外食依存の増大等により、多数人に食事を提供する施設においての調理

に関する業務の質的向上等を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、集団給食施設または飲食店等においては、その設置者または営業者は、施設ごとに調理師を置くように努めなければならないこととする、

第二に、厚生大臣は、調理師の資質の向上を図るため、調理の技術に関する審査を行うことができることとし、その事務を厚生大臣が指定する団体に委託することができることとする、

最後に、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年ベビーホテルと呼ばれる無認可の保育施設が大都市を中心に全国的に増加しており、これらの中には安全面や保育内容等について問題のあるものが見られることにかんがみ、これに対する規制の強化を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、厚生大臣及び都道府県知事に、無認可の児童福祉施設に対する報告徴収及び立入調査の権限を与えることとする、

第二に、厚生大臣は、都道府県知事と同様に無認可児童福祉施設に対して事業の停止または施設の閉鎖を命ずることができることとする、

第三に、報告徴収、立入調査を拒んだ者等に対して罰則を設けるとともに、関連する罰金の規定の整備を行うこと、

第四に、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること

であります。

以上が三法案の趣旨及び内容であります。いずれも本日の社会労働委員会において成案とし、全会一致をもって社会労働委員会提出の法律案と決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

昭和五十六年五月二十八日 衆議院會議録第二十八号 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

○議長(福田一君) 三案を一括して採決いたします。

三案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも可決いたしました。

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(福田一君) 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員理事小沢一郎君。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔小沢一郎君登壇〕

○小沢一郎君 ただいま議題となりました裁判官弾劾法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

改正点の第一は、現行の裁判官弾劾法第十五条第三項では、最高裁判所長官に対し、一定の場合に、裁判官について罷免の訴追を求めるべきこと

を義務づけておりますが、この請求義務を負う者を最高裁判所に改め、最高裁判所のみならずがこの義務を全うするようにしようとするものであります。

第二は、最高裁判所から罷免の訴追を求められており、または裁判官訴訟委員会から罷免の訴追をされている裁判官については、公職選挙法第九十条の規定を、他の法律において準用する場合を含め、適用しないこととしようとするものであります。

第三は、以上のような改正に伴って、訴追の請求は書面によるべきこととする等、関係規定の整備を図ることとしております。

なお、本改正案は、公布の日から施行することとし、あわせて、所要の経過措置を講じようとするものであります。

本改正案については、国会法改正等に関する小委員会において慎重に審議いたし、各党の合意を得、本日の議院運営委員会において全会一致をもって成案の決定を見たものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十七分散会

出席国務大臣

法務大臣 奥野 誠亮君
文部大臣 田中 龍夫君

厚生大臣 村山 達雄君
運輸大臣 堀川正十郎君

○朗読を省略した議長報告

(法律公布要上及び通知)

一、去る二十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

社会保険労務士法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、去る二十二日、荒尾事務総長から古井裁判官訴訟委員会委員長及び前川参議院事務総長あて、本院は裁判官訴訟委員会及び同予備員を次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、中山利生君を第二順位とし、第二順位の予備員である青木正久君を第一順位とした旨通知した。

裁判官訴訟委員

羽田野忠文君(村山達雄君の補欠)

同予備員

中山 利生君(羽田野忠文君の補欠)

(通知書受領)

一、去る二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

銀行法

中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律

証券取引法の一部を改正する法律

銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律

一、去る二十五日、前川参議院事務総長から荒尾事務総長あて、参議院は裁判官訴訟委員会予備員藤井裕久君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

(第一順位)

降矢 敬雄君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

田島 衛君

中馬 弘毅君

昭和五十六年五月二十八日 衆議院會議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

調理師法の一部を改正する法律案(社会労働委員提出)
児童福祉法の一部を改正する法律案(社会労働委員提出)
裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員提出)

(議案通知)
一、去る二十二日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
社会保険労務士法の一部を改正する法律案

(議案通知)
一、去る二十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
銀行法案

中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案
証券取引法の一部を改正する法律案
銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

農業青年基金法の一部を改正する法律案
(質問書提出)
一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ライシャワー発言究明のための臨時協議に関する質問主意書(橋崎弥之助君提出)
(答弁書受領)
一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小沢和秋君提出対潜水艦超長波送信所設置に関する質問に対する答弁書

対潜水艦超長波送信所設置に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十六年四月二十四日
提出者 小沢 和秋

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議長 福田 一殿

対潜水艦超長波送信所設置に関する質問主意書
防衛庁は昭和五十五年度の「防衛白書」において、「行動中の潜水艦に対し命令・情報を適時適切に伝達し得るため超長波送信所が必要である」と、本年度から、その調査工事を行うこと」とし、私の知る限りでも、すでに福岡県岡垣町に対し「環境調査」を申し入れた。

この送信所の設置については不明の点も多々あるもので、以下質問する。
一 対潜水艦超長波送信所について
1 防衛庁は、潜水艦通信については、これまで米海軍依佐美送信所と電々公社名崎送信所のVLFを使用して行っていたが、これらをやめて独自に送信所を作る理由について、所要の能力が得られないためとしている。所要の能力とはどういう能力を得ようとしているのか。五十六年度業務計画でいう充実・強化とは何か。

2 新しい送信所のカバリエリアはどの範囲か。具体的に示されたい。
3 設置の候補地として岡垣町など四カ所が挙げられているというが、それはどこか。そのすべての市町村に環境調査を申し入れたのか。もし岡垣町だけであるとすれば理由は何か。

4 岡垣町は送信所としてどのような有利な条件を持っているのか。
二 岡垣町の環境調査について
1 岡垣町で行おうとしている環境調査の目的、期間及び調査内容を具体的に示されたい。

2 この調査で農業への塩・風害、人畜などへの被害見通しが把握されるのか。
3 防衛施設庁はこの結果によつて建設の可否を決めると岡垣町に回答しているが、どのような結果がでた時に建設するのか、判断の基準を示されたい。

三 この施設を建設する場合、伐採が予想される

松林の面積はどれくらいか。射撃場あとの保安林機能もまだ回復しない時に、再びここに対潜水艦送信所を建設することは三里松原防風保安林の歴史的経過及び目的に反するのではないか。

四 今日、同保安林については松食虫等による被害からの保護、育成こそ急務ではないか。そのために国はどのような対策を講じているか。
五 同保安林一帯は玄海国立公園の主要な部分であるが、こうした環境保全地域に送信所を作ることが景観と環境を著しく破壊し、取返しのつかない禍根を残すことになるのではないか。

六 送信所建設により、岡垣町に対し他の軍事施設に比べ基地交付金、補助金など特別の優遇措置をとるとの説が流布されているが真偽はどうか。優遇するとすれば法的根拠を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆議院九四第三号
昭和五十六年五月二十二日
内閣総理大臣 鈴木 善幸
衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員小沢和秋君提出対潜水艦超長波送信所設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員小沢和秋君提出対潜水艦超長波送信所設置に関する質問に対する答弁書
一 潜水艦に対する通信は、その行動の隠密性を保持しつつ、命令・情報を適時適切に伝達し得ることが必要であり、このため、主要海峡等の防備に当たる潜没中の潜水艦に対し、的確な通信を行う能力を確保することが必要であると考へている。
昭和五十六年度業務計画においては、このような機能を有する超長波送信所の設置に関

し必要な調査を行うこととしている。
2 超長波送信所のカバリエリアは、我が国の主要海峡等の防備に当たる潜水艦の行動海域である。

3 超長波送信所の候補地としては、中国地方及び九州北部地区において数箇所を考へている。このうち、岡垣町所在の候補地については、当該地が防風保安林に指定されていることから、超長波送信所の用地としての適否の判定に先立ち、当該森林について環境調査を実施することとしたものである。

4 岡垣町所在の候補地は、所要のカバリエリアを確保できる位置であることのほか、地形・気象条件等から見て超長波送信所の用地としての条件を備えていると考へている。
二、三及び五について
岡垣町所在の候補地の環境調査は、超長波送信所を設置した場合における防風保安林の機能の変化等を予測するため、約一年間、地況・林況・気象状況等について行うものである。

同地への超長波送信所の設置については、同調査の結果を得てから最終的な結論を得たいと考へている。
なお、玄海国立公園には、超長波送信所を設置する考へはない。

四について
当該保安林においては、松くい虫防除対策として薬剤の空中散布及び被害木の伐倒駆除を計画的に実施しているほか、気象害対策として防風垣の設置、補植等を行い、その整備に努めているところである。

六について
防衛施設の設置又は運用により生ずる障害の防止等のための防衛施設周辺地域の生活環境等の整備については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき適正に措置する。

なお、超長波送信所の施設は、現行法上、基地交付金の対象とはならないものである。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員竹内勝彦君提出湖沼の環境保全に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を必要とするため、昭和五十六年五月三十日までで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二、去る二十六日、内閣から、衆議院議員小沢貞孝君提出各省庁下にある現業・公社の直営病院に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十六年六月二十日までで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案

右の議案を提出する。

昭和五十六年五月二十二日

提出者

山下 徳夫	今井 勇
戸井田三郎	戸沢 政方
湯川 宏	田口 一男
森井 忠良	平石磨作太郎
米沢 隆	浦井 洋
石原健太郎	菅 直人
賛成者	
小沢 辰男外二十七名	

国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議

国際連合は、障害者の権利宣言の趣旨に基づき、本年を国際障害者年とすることを宣言し、世界で四億五千万人といわれる障害者の「完全参加

と平等」の実現を目指して、集中的な行動を行う年と決定している。

現在、我が国においては、四百万人を超える障害者が、社会の各分野において日々自立への努力を重ねているが、なお障害者の社会参加を阻む幾多の障害も存在する。

よつて政府は、障害者の置かれているこのような現状を打破するため、次の事項について、全力を尽くすべきである。

一 障害者対策の抜本的改善を図るため、中央、地方を通じて「長期行動計画」の策定に努めるとともに、特に障害者に関する現行法制及び諸制度の現状を点検し、その改善に努力すること。

二 働くことの困難な重度障害者の所得保障対策の確立に努めること。

三 障害者の能力を生かし、社会の進展に参加し、寄与することができるよう、雇用対策を初めとする働く場の確保について、特段の努力を行うこと。

四 医療から職業訓練まで一貫したリハビリテーション体制の整備に努めるとともに、特に専門職員の養成確保を図るよう努めること。

五 精神障害者に関する福祉施策を充実するよう努めること。

六 障害者が公共建築物や交通機関等を利用しやすいよう改善を図ること。

七 広範多岐にわたる心身障害者対策の総合的な推進体制を整備すること。

本院は、こうした政府の努力がより大きな成果を挙げるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。

右決議する。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十六年四月十四日

提出者

加藤 六月	三塚 博
櫻内 義雄	安倍晋太郎
二階堂 進	田澤 吉郎
長谷川 峻	細田 吉藏
古屋 亨	小坂善太郎
賛成者	
阿部 文男外二十八名	

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律

全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

2 地方公共団体は、新幹線鉄道が当該地方の開発発展及び住民の生活の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道に關し、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団に対するその建設のために必要な資金についての補助金等の交付その他財政上の措置を講ずることが出来る。

3 地方公共団体は、前項に規定するもののほか、新幹線鉄道に關し、その建設に要する土地の取得のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に全国新幹線鉄道整備法第九條第一項の規定による工事実施計画の認可を受けた区間については、なお従前の例による。

理由

新幹線鉄道の整備に資するため、新幹線鉄道に關し、地方公共団体が日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団に対するその建設のために必要な資金についての補助金等の交付その他財政上の措置を講ずる

ることができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（加藤六月君外九名提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、新幹線鉄道に關し、地方公共団体が日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団に対するその建設のために必要な資金についての補助金等の交付その他財政上の措置を講ずることが出来ることとするものである。

議案の可決理由

本案は、わが国の今後の新幹線鉄道の整備に資するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十六年五月二十六日

運輸委員長 小此木彦三郎

衆議院議長 福田 一殿

私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十六年四月十日

提出者

森 喜朗	谷川 和穂
中村喜四郎	三塚 博
西岡 武夫	
賛成者	
白井日出男外二十三名	

私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律

（私立学校法の一部改正）

第一条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年五月二十八日 衆議院會議録第二十八号

国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案及び同報告書、私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十六年五月二十八日 衆議院會議録第二十八号

私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書 出入国管理令の一部を改正する法律案及び同報告書

九九八

附則第十三項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「又は学科」を「若しくは学科又は大学院」に改める。
(国立学校設置法の一部改正)

第二条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項を附則第十三項とし、附則第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 国立大学(国立短期大学を含む。以下同じ。)の設置、国立大学の学部若しくは学科又は大学院の設置及び国立大学の収容定員の増加については、昭和六十年三月三十一日までの間に、文部大臣が大学設置審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、これを行わないものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

私立大学の設置等の認可を抑制する期間を昭和五十九年三月三十一日まで延長するとともに、国立大学の設置等を昭和六十年三月三十一日までの間抑制する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案(森喜朗君外四名提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、私立大学の状況、大学進学率の動向及び現下の財政事情等にかんがみ、引き続き私立大学の量的拡大を抑制し、質的充実を図ることとし、これに伴い、国立大学についても、今後的高等教育全体の計画的整備のあり方を検討する必要があるから、私立大学と同意旨の抑制措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 私立大学の増設及び私立大学の収容定員の増加について、文部大臣が、大学設置審議会等の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、その認可をしないものとして、延長するとともに、新たに大学院の新設についてもその対象とすること。

2 国立大学の増設等について、昭和六十年三月三十一日までの間、文部大臣が大学設置審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、これを行わないものとする。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

高等教育の質的水準向上の必要性と現下の財政事情等にかんがみ、私立大学及び国立大学の増設等を三年間抑制することは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十六年五月二十七日

文部委員長 三ツ林弥太郎

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、高等教育に対する国民や社会の要請にかんがみ、次の措置を講ずべきである。

一 本法に定める抑制期間中に大学の質的充実等を図る措置を講じ、今後更にその期間を延長することがないようにすること。

二 抑制期間中に、高等教育全体の計画的な整備のあり方を検討すること。

三 高等教育に寄せる新しい時代の要請に応じ、とくに学習者への柔軟な対応措置等の具体化を図ること。

四 私立医科大学等における不正経理及び不正入学等の不祥事が再度起ることのないよう厳正に指導すること。

右決議する。

出入国管理令の一部を改正する法律案

右

昭和五十六年四月二十四日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

出入国管理令の一部を改正する法律

出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条・第二十六条」を「第二十五条・第二十六条」に改める。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第五号中「代る」を「代わる」に改め、同条第六号及び第七号を次のように改める。

六 乗員手帳 権限のある機関の発行した船員手帳その他乗員に係るこれに準ずる文書を行う。

七 削除

第三条を次のように改める。

(外国人の入国)

第三条 外国人は、有効な旅券を所持しなければ本邦に入つてはならない。ただし、有効な乗員手帳を所持する乗員については、この限りでない。

2 本邦において乗員となる外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

第四条第一項中「場合を除く外」を「場合を除き」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 削除

四 観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦

に滞在しようとする者

第四条第一項第六号の次に次の一号を加える。
六の二 本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとする者

第四条第一項第十二号中「招へい」を「招へい」に改め、同項第十三号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第十六号中「者を除く外」を「者を除くほか」に改める。

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「身体障害者」を削り、「盲」を「おそれ」に改め、同項第四号中「禁」を「禁煙」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第五号中「又はあへんの取締り」を「あへん又は覚せい剤の取締り」に改め、同項第六号中「若しくはあへん法」を「あへん法」に、「又は阿片煙吸食の器具」を「覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十一号)に定める覚せい剤若しくは覚せい剤原料又はあへん煙を吸食する器具」に改め、同項第七号中「売」を「売春」に、「あつ」を「周旋」に改め、同項第十二号中「左に」を「次に」に改め、同項第十四号中「因り」を「より」に改め、同項第十四号中「除く外」を「除くほか」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第六条第一項中「但し」を「ただし」に、「再入国許可書を所持している」を「再入国の許可を受けている」に改める。

第十三条第三項中「呼出」を「呼出し」に、「附し、且つ、二十万円をこえない」を「付し、かつ、二十万円を超えない」に改める。

第十四条第一項中「外国人が、その船舶等が同一の出入国港にある間」を「外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く。が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間に、」とき、その船舶等の長の申請に基づき」を「場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「当該外国人に寄港地上陸許可

書を交付を「当該外国人の所持する旅券に寄港地上陸の許可の証印を」に改め、同条第三項中「附し、且つ、必要があると認めるときは、指紋を押す」を「付する」に改める。

第十五条の見出し中「観光のための」を削り、同条第一項中「ときは」を「場合において、その者に」に改め、「に」を「が」に改め、「を」を「に」に改め、「観光のための」を削り、同条第四項中「但し」を「ただし」に改め、「第一項の場合」を「第一項又は第二項の場合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の下に」又は「第二項を加え、」を「付する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、「当該外国人に観光のための通過上陸許可書を交付」を「当該外国人の所持する旅券に通過上陸の許可の証印を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く)が、上陸後三日以内にその入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等へ出港するため、通過することを希望する場合において、その者に、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

第十六条の見出し中「乗員」を「乗員」に改め、同条第一項を次のように改める。

入国審査官は、外国人である乗員(本邦において乗員となる者を含む。以下この条において同じ)が、船舶等の乗換(船舶等への乗組を含む)を、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて十五日を超えない範囲内で上陸を希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者に、その者が乗組組んでいる船舶等(その者が乗組組むべき船舶等を含む)の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該乗員に対し乗員上陸

を許可することができる。

第十六条第二項中「乗員」を「乗員」に改め、同条第三項中「通過経路その他必要と認める制限を附する」を「行動範囲(通過経路を含む)その他必要と認める制限を付し、かつ、必要があると認めるときは、指紋を押す」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改める。

第十八条の見出し中「水難」を「遭難」に改め、同条第一項中「遭難船舶」を「遭難船舶等」に改め、同条第二項中「当該船舶等」を「当該外国人を救護した船舶等の長、当該遭難船舶等の長又は当該遭難船舶等に係る運送業者」に改め、「基」を「に基づき」に改め、同条第三項中「入国審査官は」の下に「警察官又は」を加え、「引渡」を「引渡し」に改め、同項の水難を「遭難」に改め、同条第三項中「水難」を「遭難」に改める。

第十九条第一項中「除く外、第九条第三項の規定により決定された」を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はその変更に係る」に改め、同条第三項中「第十四条及び」を削る。

第二十条第一項中「第四条第一項第五号から第八号まで、第十号から第十二号まで又は第十五号に該当する者としての」を削り、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格を有する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

第二十条第四項を次のように改める。

4 法務大臣は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に新たな在留資格及び在留期間を記載せ、旅券を所持していないときは

は当該外国人に対し新たな在留資格及び在留期間を記載した留資格証明書を交付せ、又は既に交付を受けている在留資格証明書に新たな在留資格及び在留期間を記載せしめるものとする。この場合において、その許可は、当該記載又は交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。

第二十一条第四項を次のように改める。

4 法務大臣は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に新たな在留期間を記載せ、旅券を所持していないときは当該外国人に対し在留資格及び新たな在留期間を記載した留資格証明書を交付せ、又は既に交付を受けている在留資格証明書に新たな在留期間を記載せしめるものとする。この場合においては、前条第四項後段の規定を準用する。

第二十二條第二項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四十六号)に基づく永住の許可を受けている者を含む)又はボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二条第六項の規定により本邦に在留する者の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。

第二十二條第三項を次のように改める。

3 法務大臣は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に記載された在留資格及び在留期間をまつ消させた上当該旅券に永住許可の証印をさせ、旅券を所持していないときは永住を許可された旨を記載した留資格証明書

を交付せしめるものとする。この場合において、その許可は、当該証印又は交付のあつた時に、その効力を生ずる。

第二十二條の二第三項中「から第五項まで」を「及び第四項」に、「又は」を「在留資格の変更」とあるのを「及び」に改め、同条第四項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と改め、同条第五項中「書換」とあるのは「記載」と改め、同条第四項中「在留期間のまつ消を受け、且つ、」を「在留期間をまつ消させた上」に改める。

第二十三條第一項中「寄港地上陸許可書、観光のための通過上陸許可書、船舶」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十四條中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「除く外」を「除くほか」に改め、「観光のための」を削り、「船舶」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改め、同条第四号中「観光のための」を削り、「船舶」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に、「左に掲げる者」を「次に掲げる者」に改め、同号イ中「旅券」の下に「又は在留資格証明書を」を加え、「もつぱら」を「専ら」に改め、同号ロ中「旅券」の下に「又は在留資格証明書」を加え、同号ハ、ニ及びホを次のように改める。

ハ、ニ及びホ 削除

第二十四條第四号へ中「禁」を「禁錮」に、「但し」を「ただし」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同号ト中「こを」を「超える」に、「禁」を「禁錮」に改め、同号チ中「あへん法」の下に「、覚せい剤取締法」を加え、同号リ中「除く外」を「のほかに」に改め、「こを」を「超える」に、「禁」を「禁錮」に、「但し」を「ただし」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同号ヌ中「売」を「売春」に、「あつ」を「周旋」に改め、同号ワ中「左に掲げる政党」を「次に掲げる政党」に改め、同号ヰ(1)中「因り」を「より」に改め、同号ヨ中「イからカ」を「イ、ロ及びヘからカ」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第二十四条第五号中「基き附された」を「基き付された」に、「呼出」を「呼出し」に改め、同条第六号中「観光のための」を削り、「船舶」を「乗員」に、「水難を」を「遭難」に改め、「許可を受けた者で、」の下に「旅券又は」を加え、同条第七号を次のように改める。

七 第二十二条の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十条第三項及び第四項の規定又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項及び第三項の規定による許可を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの

第二十五条第一項中「おもむく」を「赴く」に改め、「含む」の下に「次条において同じ。」を加え、「入国審査官から旅券に出国の証印」を「法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認に改め、同条第二項中「旅券に出国の証印」を「出国の確認」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(出国確認の留保)

第二十五条の二 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号の一に該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、その者について出国の確認を留保すること

とができる。

一 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの（当該刑につき仮出獄を許されている者を除く。）

三 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

2 入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならない。

第二十六条を次のように改める。

(再入国の許可)

第二十六条 法務大臣は、本邦に在留する外国人（第十三条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。）がその在留期間（在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間）の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、法務大臣は、その者の

申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

2 法務大臣は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に再入国の許可の証印をさせ、旅券を所持していない場合で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができないときは、法務省令で定めるところにより、再入国許可書を交付させるものとする。この場合においては、第二十二条第三項後段の規定を準用する。

3 法務大臣は、再入国の許可（数次再入国の許可を含む。）を与える場合には、当該許可の日から一年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

4 法務大臣は、再入国の許可を受けて出国した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年を超えず、かつ、当該許可の日から二年を超えない範囲内で、当該許可の有効期間の延長の許可をすることができる。

5 前項の許可は、旅券又は再入国許可書にその旨を記載して行つものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

6 法務大臣は、数次再入国の許可を受けている外国人で再入国したものに對し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場

合には、その者が本邦にある間において、当該許可を取り消すことができる。

7 第二項の規定により交付される再入国許可書は、当該再入国許可書に係る再入国の許可に基づき本邦に入国する場合に限り、旅券とみなす。

第五十二条第四項中「ときは、」の下に「入国者収容所長又は」を加え、「基き」を「基き」に改める。

第五十四条第二項中「請求があつたときは」を「請求により又は職権で」に、「三十万円をこえない」を「三百万円を超えない」に、「且つ」を「かつ」に、「呼出」を「呼出し」に、「附して」を「付して」に改める。

第五十七条第三項中「寄港地上陸の許可を受けた者又は観光のための」を「第十五条第一項の規定による」に、「船舶上陸の許可を受けてその船舶に乗船すべき乗員がその船舶に乗船して」を「乗員上陸の許可を受けた者で当該船舶等に乗組むべきものが乗り組んで」に改める。

第六十条第一項中「おもむく」を「赴く」に、「入国審査官からその旅券に出国の証印」を「法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認」に改め、同条第二項中「旅券に出国の証印」を「出国の確認」に改める。

第六十一条中「有効な旅券」の下に「（有効な旅券を所持することができないときは、日本の国籍を有することを証する文書）」を加え、「入国審査官

からその旅券に帰国の証印を法務省令で定める手続により、入国審査官から帰国の確認に改める。

第六十七条を次のように改める。

(手数料)

第六十七条 外国人は、次に掲げる許可を受ける場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印の時に、一万円を超えない範囲内において別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第二十条の規定による在留資格の変更の許可

二 第二十一条の規定による在留期間の更新の許可

三 第二十二條の規定による永住許可

四 第二十六條の規定による再入国の許可(有効期間の延長の許可を含む。)

第七十條中「左の」を「次の」に、「禁」を「禁錮」に、「十萬圓」を「三十萬圓」に改め、同条第三号中「除く外」を除くほか「に改め」、「観光のための」を削り、「船舶」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改め、同条第四号中「旅券」の下に「又は在留資格証明書」を加え、「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第五号中「旅券」の下に「又は在留資格証明書」を加え、同条第六号中「基き附された」を「基き付された」に、「呼出」を「呼出し」に改め、同条第七号中「観光のための」を削り、「船舶」を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改め、「受けた者で、」の下に

「旅券又は」を加え、同条第八号を次のように改める。

八 第二十二條の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十條第三項及び第四項の規定又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第二項及び第三項の規定による許可を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの

第七十一條中「禁」を「禁錮」に、「十萬圓」を「三十萬圓」に改める。

第七十二條中「左の」を「次の」に、「三十萬圓」を「二十萬圓」に改め、同条第二号中「基き附された」を「基き付された」に、「呼出」を「呼出し」に改める。

第七十三條中「禁」を「禁錮」に、「三十萬圓」を「二十萬圓」に改める。

第七十五條中「三萬圓」を「二十萬圓」に改める。

第七十六條中「一萬圓」を「十萬圓」に改める。

第七十七條中「左の」を「次の」に、「二十萬圓」を「五十萬圓」に改める。

第七十八條を次のように改める。

(没収)
第七十八條 第七十條第一号の犯罪行為の用に供した船舶等で、犯人の所有又は占有に係るものは、没収する。ただし、その船舶等が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 第七十條第一号の犯罪が行われることをあらかじめ知らずにその犯罪が行われた時から引き続きその船舶等を所有していると認められるとき。

二 前号に規定する犯罪が行われた後、その情を知らないでその船舶等を取扱ったと認められるとき。

附則第七項を次のように改める。

(永住許可の特例)

7 法務大臣は、次の各号の一に該当する外国人が、法務省令で定める手続により、出入国管理令の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号)の施行の日から五年を経過する日(以下「申請期間最終日」という。)までに第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請をしたときは、これを許可するものとする。

一 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第百二十六号)第二條第六項に規定する者(以下「法律第百二十六号第二條第六項該当者」という。)で、日本国との平和条約の発効後申請の時まで引き続き本邦に在留しているもの

二 法律第百二十六号第二條第六項該当者の直系卑属として日本国との平和条約の発効の時から申請期間最終日まで本邦で出生し、その後申請の時まで引き続き本邦に在留している者

附則に次の三項を加える。

8 前項第二号に該当する者で申請期間最終日以前三十日以内に出生したものの同項の在留資格の取得の申請期限は、同項の規定にかかわらず、その出生の日から三十日までとする。

9 法務大臣は、法律第百二十六号第二條第六項該当者の子として申請期間最終日後に本邦で出生した外国人が、法務省令で定める手続により、その出生の日から三十日以内に第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請をしたときは、これを許可するものとする。

10 法務大臣は、附則第七項及び前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは当該旅券に永住許可の証印をさせ、旅券を所持していないときは永住を許可された旨を記載した留資格証明書を送付させるものとする。この場合において、その許可は、当該証印又は交付のあつた時に、その効力を生ずる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際に、改正前の出入国管理

昭和五十六年五月二十八日 衆議院會議録第二十八号 出入国管理令の一部を改正する法律案及び同報告書 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案 一〇〇二

- 令(以下「旧令」という。)第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格を有する者は、改正後の出入国管理令(以下「新令」という。)第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格を有するものとみなし、旧令第四条第一項第三号に該当する者としての在留資格を有する者の在留資格及び在留期間については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前に旧令第十四条から第十六条まで及び第十八条の許可を受けて上陸した者に係る当該上陸の許可の効力(これらの者に係る船舶等の長の義務を含む。)については、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前に旧令第二十六条の規定により与えられた再入国の許可については、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行前にした旧令第二十条から第二十二条の二まで及び第二十六条の規定による申請は、新令の適用については、新令の相当規定による申請とみなす。
- 6 新令第二十四条第四号の規定は、この法律の施行前に覚せい剤取締法に違反して有罪の判決を受けた者には、適用しない。

- 7 この法律の施行前にした行為並びに附則第二項及び第三項の規定により従前の例によることとされる在留資格及び在留期間又は上陸の特例に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 - 8 外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「観光のための」を削り、「船舶を「乗員」に、「水難」を「遭難」に改める。
- 理 由
- 最近における出入国に関する状況等にかんがみ、上陸の特例の制度、在留資格制度及び再入国許可制度を整備する等出入国管理制度をこれらの状況に即応したものに改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
- 出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 一 議案の要旨及び目的
本案は、近年における航空機を中心とした国際交通機関の発達に伴う出入国者の飛躍的増

- 加及び外国人の入国・在留目的の多様化に対応できるよう現行法制を改めるとともに、わが国社会に定住している長期在留外国人の法的地位の安定化の要請に応えようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
- 1 観光客の在留資格を短期滞在者の在留資格に改めるとともに、技術研修生の在留資格を新設すること。
 - 2 査証を必要としない特例上陸の許可の制度を航空機の乗客についても許可しうるようにするなどの整備をすること。
 - 3 いかなる在留資格を有する外国人も他の在留資格への変更ができるようにすること。
 - 4 精神障害者、貧困者等を退去強制の対象となる外国人から除外するとともに、覚せい剤取締法違反者をこれに加えること。
 - 5 重要犯罪を行つて逮捕状等の発せられている外国人の出国の確認を留保することができるようになること。
 - 6 数次有効の再入国の許可及び再入国許可の有効期間の海外での延長等、再入国許可制度を拡充すること。
 - 7 元日本国民であつた朝鮮半島・台湾出身者

及びこれらの者の直系卑属に対して永住を許可するとともに、日本人又は永住者の配偶者及び子の永住許可の要件を緩和すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における出入国に関する状況等にかんがみ、上陸の特例の制度、在留資格制度及び再入国許可制度等を整備するとともに、長期在留外国人の法的地位の安定化を図ろうとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十六年五月二十七日

法務委員長 高島 修
衆議院議長 福田 一殿

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十六年五月二十八日

提出者
社会労働委員長 山下 徳夫

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

法律

(目的)

第一条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるにかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

(貸付けについての配慮)

第四条 環境衛生金融公庫又は沖縄振興開発金融

公庫は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。

2 前項の通常の条件よりも有利な条件を定めるに当たつては、この法律の施行の際に定められている条件及びその後の通常の条件の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

(助成等についての配慮)

第五条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

理 由

公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるにかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、住民のその利用の機会の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

調理師法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十六年五月二十八日

提出者

社会労働委員長 山下 徳夫

調理師法の一部を改正する法律

調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

(調理師の設置)

第八条の二 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生省令の定めるものの設置者又は営業者は、当該施設又は営業における調理の業務を行わせるため、当該施設又は営業の施設ごとに、調理師を置くように努めなければならない。

(調理技術の審査)

第八条の三 厚生大臣は、調理師の資質の向上に

資するため、調理技術に関する審査を行うことができる。

2 厚生大臣は、前項の調理技術に関する審査の事務で厚生省令の定めるものをその指定する団体に委託することができる。

3 第一項の調理技術に関する審査に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国民の食生活の向上に資するため、飲食店等に調理師の設置を推進するとともに、調理技術に関する審査を行うことができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童福祉法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十六年五月二十八日

提出者

社会労働委員長 山下 徳夫

昭和五十六年五月二十八日 衆議院會議録第二十八号 児童福祉法の一部を改正する法律案 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項を削る。

第五十八条の二を第五十八条の三とし、第五十八条の次に次の一条を加える。

第五十八条の二 行政庁は、児童の福祉のため必要があるとき、第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の認可を受けていないもの(前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2 行政庁は、前項に規定する施設について、児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

第六十条第一項中「二千円以上三万円」を「五

十万円」に改め、同条第二項中「一万円」を「三十万円」に改める。

第六十一条中「三千円」を「十万円」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 正当の理由がないのに、第二十九条の規定

による児童委員若しくは児童の福祉に関する

事務に従事する吏員の職務の執行を拒み、妨

げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して

答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は

児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁を

させた者

二 第三十条第一項に規定する届出を怠つた者

三 正当の理由がないのに、第五十八条の二第

一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽

の報告をし、同項の規定による立入調査を拒

み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定

による質問に対して答弁をせず、若しくは虚

偽の答弁をした者

第六十二条の二中「第五十八条第二項」を「第五

十八条の二第二項」に、「一万円」を「三十万円」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(従前の行為に対する罰則の適用)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

児童福祉施設と同様の業務を目的とする施設であつて設置の認可を受けていないものに対する監督を強化するため、当該施設について、厚生大臣又は都道府県知事が報告徴収、立入調査等を行うことができることとする。同時に、厚生大臣も事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十六年五月二十八日

提出者

議院運営委員長 山下 元利

裁判官弾劾法の一部を改正する法律

裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項を次のように改める。

高等裁判所長官はその勤務する裁判所及びその管轄区域内の下級裁判所の裁判官について、地方裁判所長はその勤務する裁判所及びその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官について、家庭裁判所長はその勤務する裁判所の裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思料するときは、最高裁判所に対し、その旨を報告しなければならない。

第十五条第三項中「最高裁判所長官」を「最高裁判所」に改め、「前項の通知があつたとき又は」を削る。

第十五条第四項本文を次のように改める。

罷免の訴追の請求をするには、その事由を記載した書面を提出しなければならない。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二(公職選挙法の適用除外) 第十五条第三項の規定により最高裁判所から罷免の訴追をすべきことを求められており、又は訴追委員会から罷免の訴追をされている裁判官につい

ては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十条(他の法律において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際改正前の裁判官弾劾法第十五条第三項の規定により最高裁判所長官から罷免の訴追をすべきことを求められている裁判官は、改正後の同項の規定により最高裁判所からの罷免の訴追をすべきことを求められている裁判官とみなす。

理 由

最高裁判所から罷免の訴追をすべきことを求められ、又は裁判官訴追委員会から罷免の訴追をされている裁判官について、立候補による公務員の退職に関する規定を適用しないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十六年五月二十八日 衆議院會議録第二十八号

一〇〇六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部)
二〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 三三 四一

代

局
〒105